

総務常任委員会会議録

令和4年6月7日

寒川町議会

出席委員 黒沢委員長、吉田副委員長
茂内委員、山田委員、柳田委員、佐藤（一）委員、青木委員、山上委員、柳下委員、
天利委員

説明者 芹澤選挙管理委員会事務局書記長、広田主査

案 件
(付託議案)

1. 議案第31号 寒川町議会議員及び寒川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

午前9時03分 開会

【黒沢委員長】 皆様、改めまして、おはようございます。ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

本日の案件につきましては、次第のとおり、付託議案1件でございます。議案の内容につきましては、先日の本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、執行部入室まで暫時休憩いたします。

【黒沢委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第31号 寒川町議会議員及び寒川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本議案について説明を求めます。

芹澤書記長。

【芹澤選挙管理委員会事務局書記長】 皆様、おはようございます。早速ではございますが、先日本会議にて提案させていただいた付託議案1、議案第31号 寒川町議会議員及び寒川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正につきまして、ご審議をよろしくお願いいたします。

今回の一部改正につきましては、公職選挙法施行令が一部改正されたことに伴いまして、本条例で定めている選挙公営の負担額を改めるものでございます。

なお、説明は、私からさせていただきますが、ご質問に対しましては、同席している職員も含めて対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、すみません、着座にて説明させていただきます。資料につきましては、タブレット01-1、議案第31号をお開きいただきたいと思います。

初めに、本条例改正の概要について少し説明させていただきます。令和2年6月に公職選挙法が改正されまして、国、県及び市の選挙では、既に導入されていた選挙公営、候補者の選挙運動の費用を国や地方公共団体が負担する制度のことですが、これが、町村議会議員選挙及び町村長選挙にも拡大されることとなり、条例により公費負担ができることになりました。

そこで、本町では、11月に本条例を制定いたしまして、選挙における立候補者の負担を減らし、資産の多少にかかわらず、立候補や選挙運動の機会を持てるよう環境改善を図りました。

町村選挙における選挙公営の対象ですが、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成にかかる費用となっております。その負担額については、本町では、衆議院議員及び参議院議員の選挙公営を規定しております公職選挙法施行令の金額と同額といたしました。

それでは、資料01-2、参考資料、公選法施行令の一部を改正する政令概要をご覧くださいと思います。本年4月6日付で、こちらの公職選挙法施行令が一部改正され、最近の物価の上昇や消費税増税を踏まえて、衆議院議員及び参議院議員の選挙公営の限度額が引き上げられました。1ページ目、2、改正概要の(1)公営単価の改定関係に記載のとおり、選挙公営の単価につきましては、3年に一度の参議院議員通常選挙の年に見直しが行われております。

次の2ページをご覧くださいと思います。今回の公営単価の具体的な改正内容が記載されておりますが、このうち選挙運動用自動車の使用、それからビラの作成、ポスターの作成、それぞれの中で、町の条例に規定されている負担額の改正の部分が、今回、改正をさせていただく部分となります。

それでは、一部改正の内容につきまして、説明させていただきます。恐れ入りますが、タブレットの01-1にお戻りいただきまして、議案第31号の3ページ目をご覧くださいませでしょうか。こちらの新旧対照表で説明させていただきます。

まず、第4条は、選挙運動用自動車の公費負担を定めておりますが、第2号の自動車の借入れ契約、いわゆるレンタカーについて、アの借入れ費用を1万5,800円から1万6,100円に引き上げ、2ページに移りまして、イの燃料代を7,560円から7,700円にそれぞれ引き上げます。

次の第8条ですが、こちらは選挙運動用ビラの作成費について定めており、ビラ1枚当たりの上限単価を7円51銭から7円73銭に引き上げます。

3ページ目に移りまして、第11条は選挙運動用ポスターの作成費について規定しており、1枚当たりの印刷単価を525円6銭から541円31銭に、制作企画費を31万500円から31万6,250円にそれぞれ引き上げます。

最後に附則でございますが、施行日は公布日といたします。

条例の一部改正については以上でございますが、ご参考までに、資料01-3、公費負担試算（改正部分のみ）をご覧くださいと思います。こちらは、一部改正を行って上限額を引き上げた場合、影響はどれぐらいの額になるかを試算したものでございます。

なお、こちらの金額は、町長選挙の候補者数を3人、町議会議員選挙の候補者数を25人と想定いたしまして、候補者全員に対して全ての費用を上限額で負担した場合の影響額となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議、よろしく願いいたします。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、質疑なしと認めます。大変にご苦労さまでした。

暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日、総務常任委員会に付託された議案は、質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定でありますけれども、討論のための休憩はいかがいたしましょうか。このまま討論、採決に進ませていただいてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、このまま休憩を取らずに、討論、採決のほうに移ってまいりたいと思います。

これより討論に入ります。議案第31号 寒川町議会議員及び寒川町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、討論はありませんか。まず、原案に反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 よろしいでしょうか。それでは、討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 賛成全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議題は終了いたしました。

これをもって、総務常任委員会を終了いたします。大変にご苦労さまでした。ありがとうございました。

午前9時12分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和4年8月25日

委員長 黒 沢 善 行